

小児慢性特定疾病の医療費助成の申請手続きには 『個人番号（マイナンバー）』が必要です



申請者となる者の優先順位をご確認ください

- ①受診者が加入している医療保険の被保険者
- ②受診者を現に監督している者（①に該当する父または母の一方が単身赴任により別居している場合等）
- ③収入の高い者

※令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。それに伴い、**受診者が18歳以上の場合は受診者本人が申請者になります**ので、お間違いのないように申請書にご記入ください。

◎「**申請者**の個人番号の確認」と「**申請者**の身元の確認」を行います。

【必要書類】

A 申請者の個人番号の確認 (正しい番号であることの確認)

次のいずれかを提示

申請者の

- 個人番号カード（裏面）
- 通知カード
- 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書



B 申請者の身元の確認 (番号の正しい持ち主であることの確認)

次のいずれかを提示

申請者の

- 個人番号カード（表面）
- 顔写真入りの身分証明書 ※ 1
(運転免許証・パスポートなど)
- 顔写真の入っていない身分証明書※2
(医療保険資格情報、年金手帳、通帳など) 2つ

※1 顔写真入りの身分証明書

次のいずれか1つの提出が必要

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、その他官公署が発行した顔写真付きの書類で、「氏名」と「生年月日または住所」が記載されている書類

※2 顔写真の入っていない身分証明書

次のうち、2つの提出が必要

医療保険資格情報、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、その他官公署が発行した書類で、「氏名」と「生年月日または住所」が記載されている書類（銀行等の通帳）

☆申請者に代わり、窓口への提出代行のみをされた場合は、申請者が手続きに来所されたとみなします。

例：申請者は父で、母が窓口への提出のみを行う場合

→この場合は、父の個人番号がわかるもの（上記A参照、写し可）と、父の身元の確認のできるもの（上記B参照、写し可）をご持参ください。

★申請者以外の個人番号の確認は、窓口では行いませんが、申請書の受診者および医療費支給認定基準世帯員の欄には、個人番号を忘れずに御記入をお願いいたします。